

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の完成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切である。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に関わる基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境を作るためのものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

①ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

②人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

③体験活動の推進

集団宿泊体験や縦割り体験活動、ボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

④道徳教育の推進

SSE を推進し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

⑤発達段階に応じた規範意識等の醸成

発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組みを促します。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学年通信等で、いじめ防止の取組みを児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できる場所があることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。

- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組みを、学校ホームページや学年通信等で、児童や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

①授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

②いじめの起さない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

③児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

④開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

⑤インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくりやルールの厳守等の啓発を行います。

⑥特別な配慮が必要な児童生徒に対する特性

以下の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に、児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(4) いじめの早期発見

①積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

②アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

③教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取りと同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

④家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。（保護者へのいじめ調査の実施等）

（５）いじめの事案対処

①「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」による立案、対応により特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげます。

②被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

③外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

（６）いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とします。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

（７）いじめによる重大事態への対処

①いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

②ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、学校の設置者又は学校の判断により迅速に対応します。

4 いじめの防止等のための組織

（１）いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ

対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(委員)

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

(活動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成・見直し
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(班員)

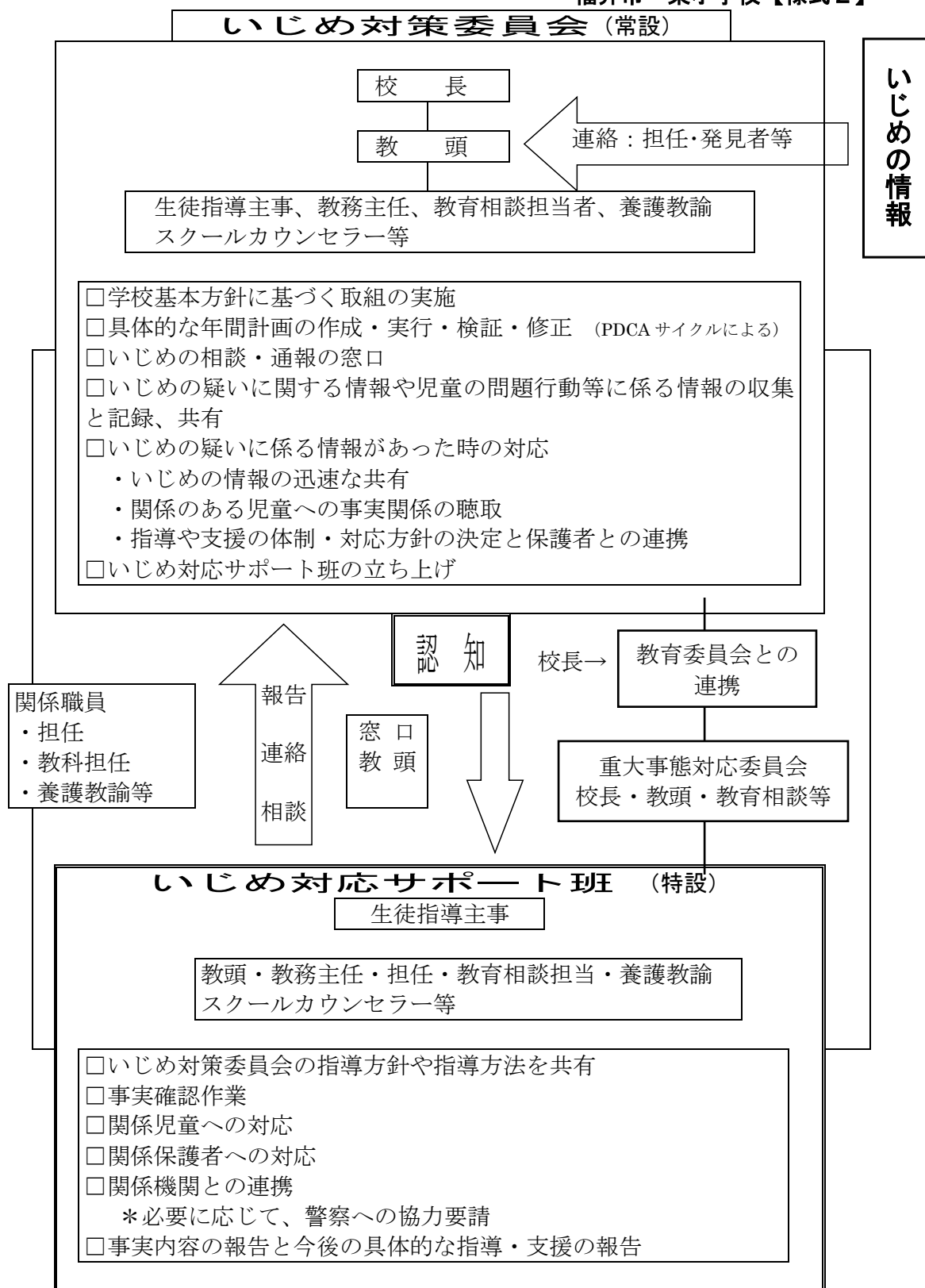
教頭、生徒指導主事、教務主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・保護者への聞き取り調査や地域との連携
- ・継続的な支援（被害者、加害者、その他の児童）
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図

福井市一乗小学校【様式2】



5 いじめ対策の年間行動計画
〔4～6月〕

福井市一乗小学校【様式3】

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定	いじめの自己チェック 校内体育大会・準備 ・絆を強める ・種目練習 ・リーダーの存在感 ・認め合い おはなしきいて 教育相談週間（担任 他）					
	職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検						
	P T A総会 ・基本方針の公表						
	いじめ対策委員会 定期的に児童の状況を把握						
5月	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応						
	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導	田植え ・地域に支えられる自分発見 ・リーダーの存在感 縦割り活動計画 ・リーダー育成 ・絆作り ・縦割り班遊び（顔合わせ） ・自主的な活動 ・リーダーの存在感 縦割り活動スタート ・自主的な活動 ・リーダーの存在感 ・絆づくり					
	人権教育、道徳や読書活動の 年間計画の作成と確認						
	学級活動						
	いじめ対策委員会 ・児童の状況把握 ・アンケートの結果分析を いじめ未然防止に生かす						

6月	保護者向けいじめアンケート① いじめ対策委員会 ・児童の状況把握 ・アンケートの結果分析をいじめ未然防止に生かす 授業研究会 ・授業改善 ・学習規律	いじめの自己チェック おはなしきいて 教育相談週間（担任 他） 授業 ・よいところ発見 ・絆作り ・コミュニケーション活動の工夫
----	---	--

【いじめ対策の年間行動計画】〔7～9月〕

福井市一乗小学校【様式3】

	教員の動き	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・夏期休業前指導 ・児童の状況把握 保護者会 ・情報や意見収集	ありがとう集会 ・校内で関わる人への感謝の気持ち いじめの自己チェック					
8月	いじめ対策委員会 ・自己チェックをもとにした振り返り ・夏季休業後からの生徒指導に向けて 職員会議 ・重点事項確認	家庭との連携 ・休み中だけでなく普段の様子把握 ・地域での子どもの状況も把握					
9月	いじめ対策委員会 ・児童の状況把握	いじめの自己チェック 彼岸祭り ・高齢者とのつながり ・地域に支えられる自分発見					

【いじめ対策の年間行動計画】〔10～12月〕

福井市一乗小学校【様式3】

	教員の動き	児 童 の 活 動 等					
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
10 月	いじめ対策委員会 ・児童の状況把握 校内研修 ・1学期の反省 ・2学期の取組	いじめの自己チェック					
		親子奉仕作業 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり					
		宿泊学習 ・協力体制づくり					
11 月	授業研究会 ・授業改革 保護者向けいじめアンケート②	おはなしきいて 教育相談週間（担任 他）					
		朝倉ガイド ・絆を強める ・リーダーの存在感 ・認め合い ・地域に支えられる自分発見					
12 月	いじめ対策委員会 ・児童の状況把握 ・1学期末との比較 保護者会 ・情報、意見収集	感謝の集い ・地域の方への感謝の気持ち					
		いじめの自己チェック					
		情報モラル講習会					

【いじめ対策の年間行動計画】〔1～3月〕

福井市一乗小学校【様式3】

	教員の動き	児 童 の 活 動 等					
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
1 月	いじめ対策委員会 ・これまでの振り返り ・2学期後半に向けて 職員会議 ・重点事項確認 等	いじめの自己チェック					
2 月	いじめ対策委員会 ・児童の状況把握 ・アンケートの結果分析を いじめ未然防止に生かす 保・幼・小・中連絡会	わくわく交流デー ・新入生との交流 ・新たな絆作り				中学体 験入学 ・新たな 絆作り	
		全校お楽しみ会 ・感謝の心 ・次の学年の自覚					
		おはなしきいて 教育相談（担任 他）					
3 月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて 方針、年間計画見直し 職員会議 ・来年度の取組案	いじめの自己チェック					